

令和4年第1回臨時会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和4年5月30日 開会

令和4年5月30日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和4年
第1回臨時会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月30日(月)	
○開 会	5
○開 議	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事日程の報告	5
○日程の追加	6
○議長辞職の件	6
○日程の追加	7
○議長の選挙	7
○議長就任のあいさつ	8
○日程の追加	8
○副議長辞職の件	9
○日程の追加	10
○副議長の選挙	10
○副議長就任のあいさつ	11
○議会運営委員会委員の選任	11
○議会運営委員会正副委員長の互選	12
○諸般の報告	12
○行政報告	12
○議案第8号～議案第15号の上程、説明	14
○議案第8号の質疑、討論、採決	18
○監査委員就任のあいさつ	19
○議案第9号の質疑、討論、採決	19
○議案第10号の質疑、討論、採決	19
○議案第11号の質疑、討論、採決	20

○議案第12号の質疑、討論、採決	23
○議案第13号の質疑、討論、採決	24
○議案第14号の質疑、討論、採決	29
○議案第15号の質疑、討論、採決	29
○管理者のあいさつ	30
○閉会	31



署名議員	33
参考資料	
議決結果一覧表	35

埼玉県央広域事務組合告示第6号

令和4年第1回埼玉県央広域事務組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年5月23日

埼玉県央広域事務組合管理者 原 口 和 久

1 期 日 令和4年5月30日（午前9時）

2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

3 付議事件

- ・ 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について
- ・ 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）
- ・ 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）
- ・ 埼玉県央広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 財産の取得について（はしご付消防ポンプ自動車）
- ・ 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）
- ・ 令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15 名

1 番	金 子 裕 太 議 員	2 番	諏 訪 三 津 枝 議 員
3 番	坂 本 国 広 議 員	4 番	に い つ ま 亮 議 員
5 番	相 馬 正 人 議 員	6 番	村 田 裕 子 議 員
7 番	岡 村 有 正 議 員	8 番	潮 田 幸 子 議 員
9 番	織 田 京 子 議 員	10 番	秋 谷 修 議 員
11 番	阿 部 慎 也 議 員	12 番	岩 崎 隆 志 議 員
13 番	浦 田 充 議 員	14 番	日 高 英 城 議 員
15 番	諏 訪 善 一 良 議 員		

○ 不 応 招 議 員 なし

令和4年第1回埼玉県央広域事務組合議会臨時会 第1日

令和4年5月30日（月曜日）

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議長辞職について
- 4 議長の選挙
- 5 副議長辞職について
- 6 副議長の選挙
- 7 議会運営委員会委員の選任
- 8 諸般の報告
- 9 行政報告
- 10 議案第8号～議案第15号の上程、提案趣旨説明
- 11 議案第8号の質疑、討論、採決
- 12 議案第9号の質疑、討論、採決
- 13 議案第10号の質疑、討論、採決
- 14 議案第11号の質疑、討論、採決
- 15 議案第12号の質疑、討論、採決
- 16 議案第13号の質疑、討論、採決
- 17 議案第14号の質疑、討論、採決
- 18 議案第15号の質疑、討論、採決
- 19 管理者のあいさつ
- 20 閉 会

○出席議員 15名

1番	金子裕太	議員	2番	諏訪三津枝	議員
3番	坂本国広	議員	4番	にいつま 亮	議員
5番	相馬正人	議員	6番	村田裕子	議員
7番	岡村有正	議員	8番	潮田幸子	議員
9番	織田京子	議員	10番	秋谷 修	議員
11番	阿部慎也	議員	12番	岩崎隆志	議員
13番	浦田 充	議員	14番	日高英城	議員
15番	諏訪善一良	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	原 口 和 久
副 管 理 者	小 野 克 典
副 管 理 者	三 宮 幸 雄
会 計 管 理 者	関 口 泰 清
参事兼事務局長	小 林 宣 也
消 防 長	黒 沼 浩 二
本 部 次 長	黒 沢 高 志
副 参 事 兼 消 防 総 務 課 長	千 村 茂
副 参 事 兼 指 令 課 長	森 正 幸
予 防 課 長	坂 卷 泰 弘
警 防 課 長	原 田 正 美
救 急 課 長	岩 崎 徳 生
総 務 課 長	島 田 英 樹

○本会議に出席した事務局職員

書 記	福 島 大 輔	書 記	小 杉 友 紀
書 記	金 井 智 弘	書 記	深 田 知 宏

(開会 午前 9時06分)

◎ 開 会 の 宣 告

日高英城議長 ただいまから令和4年第1回埼玉県央広域事務組合議会臨時会を開会いたします。
出席議員は全員で定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開 議 の 宣 告

日高英城議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日高英城議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。
7番、岡村有正議員、13番、浦田充議員を指名いたします。よろしく申し上げます。

◎ 会 期 の 決 定

日高英城議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、5月30日の1日間といたしたいと思っております。これに異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

日高英城議長 異議ないものと認めます。
よって、会期は5月30日の1日間と決定いたしました。

◎ 議 事 日 程 の 報 告

日高英城議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりで
ございます。ご了承願います。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時08分)



(開議 午前 9時09分)

〔議長、副議長と交代〕

岩崎隆志副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 日 程 の 追 加

岩崎隆志副議長 ただいま日高英城議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とする
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岩崎隆志副議長 ご異議ないものと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたします。

日高英城議員の退場をお願いいたします。

〔14番 日高英城議員退場〕

岩崎隆志副議長 暫時休憩します。

(休憩 午前 9時09分)



(開議 午前 9時09分)

岩崎隆志副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 議 長 辞 職 の 件

岩崎隆志副議長 日程第3、議長の辞職の件を議題といたします。

書記に辞職願を朗読させます。

福島大輔書記 それでは、朗読をいたします。

令和4年5月30日

埼玉県央広域事務組合議会副議長 岩 崎 隆 志 様

埼玉県央広域事務組合議会議長 日 高 英 城

辞 職 願

このたび都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い
出ます。

岩崎隆志副議長 お諮りいたします。

日高英城議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岩崎隆志副議長 異議なし。

よって、日高英城議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

〔14番 日高英城議員入場〕

岩崎隆志副議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時10分)



(開議 午前 9時10分)

岩崎隆志副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日高英城議員にご通知申し上げます。議長の辞職について、ただいま許可することに決定いたしました。

日高英城議員には、議長としての重責を果たされ、ここに退任となりましたが、この間のご苦勞に対しまして、本席より議會を代表いたしまして、深甚なる感謝の意を表します。大変ご苦勞さまでした。

◎ 日 程 の 追 加

岩崎隆志副議長 ただいま議長が欠員となりました。

この際、日程を追加し、日程の順序を変更して直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岩崎隆志副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行います。

◎ 議 長 の 選 挙

岩崎隆志副議長 日程第4、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岩崎隆志副議長 異議なしと認めます。

よって、これより議長の選挙を指名推選により行います。

指名の方法については、私より指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませ

んでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岩崎隆志副議長 異議なしと認めます。

よって、私より指名することに決定いたしました。

埼玉県央広域事務組合議会議長に相馬正人議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私より指名したとおりの当選人を定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岩崎隆志副議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました相馬正人議員が議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 議長就任のあいさつ

岩崎隆志副議長 続いて、ただいま議長に当選されました相馬正人議員より議長就任のあいさつをお願いいたします。

〔5番 相馬正人議員登壇〕

5番 相馬正人議員 皆さん、おはようございます。このたび議員各位のご推挙によりまして、議長という大役を仰せつかりました相馬正人でございます。

本組合議会の議長という要職に就くことになりましたが、衷心より感謝を申し上げ、さらに責任の重さを改めて感じております。そして、痛感しているところでございます。ここに皆様方のご推薦を受けました上は、本組合発展のために公正、公平かつ円滑なる議会運営ができるように誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。何とぞ議員の皆様方並びに原口管理者をはじめ副管理者、事務局の皆様方のご協力を賜りますようお願いいたしまして、大変簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

岩崎隆志副議長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時14分)



(開議 午前 9時14分)

〔副議長、議長と交代〕

相馬正人議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 日程の追加

相馬正人議長 ただいま岩崎隆志議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 ご異議ないものと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたします。岩崎隆志議員の退場をお願いいたします。

〔12番 岩崎隆志議員退場〕

相馬正人議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時15分)



(開議 午前 9時15分)

相馬正人議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 副 議 長 辞 職 の 件

相馬正人議長 日程第5、副議長の辞職の件を議題といたします。

書記に辞職願を朗読させます。

福島大輔書記 それでは、朗読をいたします。

令和4年5月30日

埼玉県央広域事務組合議会議長 相馬正人様

埼玉県央広域事務組合議会副議長 岩崎隆志

辞 職 願

このたび都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

相馬正人議長 お諮りいたします。

岩崎隆志議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 ご異議ないものと認めます。

よって、岩崎隆志議員の副議長の辞職を許可することを決定いたしました。

〔12番 岩崎隆志議員入場〕

相馬正人議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時16分)



(開議 午前 9時16分)

相馬正人議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

岩崎隆志議員にご通知申し上げます。副議長の辞職について、ただいま許可することに決定いたしました。

岩崎隆志議員には、副議長としてその重責を果たされ、ここに退任となりましたが、この間のご苦勞に対しまして、本席より議会を代表いたしまして、深甚なる感謝の意を表します。大変ご苦勞さまでした。

◎ 日 程 の 追 加

相馬正人議長 ただいま副議長が欠員となりました。

この際、日程を追加し、日程の順序を変更して直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 ご異議ないものと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行います。

◎ 副 議 長 の 選 挙

相馬正人議長 日程第6、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 ご異議ないものと認めます。

よって、これより副議長の選挙を指名推選により行います。

指名の方法については、私より指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 ご異議ないものと認めます。

よって、私より指名することに決定いたしました。

埼玉県央広域事務組合議会副議長に潮田幸子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私より指名したとおりの当選人を定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました潮田幸子議員が副議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 副議長就任のあいさつ

相馬正人議長 続いて、ただいま副議長に当選されました潮田幸子議員より副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔8番 潮田幸子議員登壇〕

8番 潮田幸子議員 ただいま副議長の選挙におきまして、議員各位の皆様からご推挙をいただき、副議長という重席に就かせていただくことになりました潮田幸子でございます。

本組合議会の副議長の要職に就きましたことは、本当に身に余る光栄でございますが、同時に責任の重さを痛感しているところでございます。本組合発展のため、鋭意尽力し、職責を果たしてまいりたい所存でございますので、引き続き皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

相馬正人議長 ありがとうございます。

◎ 議会運営委員会委員の選任

相馬正人議長 続きまして、日程第7、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会運営委員会条例第3条第2項の規定により、各組合市から2名を選出するものと規定されております。ただいま鴻巣市、桶川市、北本市各1名の議会運営委員が欠員となっておりますが、議会運営委員会条例第4条の規定により、私よりご指名申し上げます。

埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員に金子裕太議員、岩崎隆志議員、岡村有正議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私より指名しましたとおり埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、金子裕太議員、岩崎隆志議員、岡村有正議員を選任することに決定いたしました。

この際、議会運営委員会の招集をお願いいたします。
会議については、災害対策室にてお願いいたします。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時21分)



(開議 午前 9時35分)

相馬正人議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議会運営委員会正副委員長の互選

相馬正人議長 休憩中、議会運営委員会において決定されました正副委員長につきましては、書記から発表させます。

福島書記。

福島大輔書記 ご報告いたします。

議会運営委員会委員長、村田裕子議員、議会運営委員会副委員長、にいつま亮議員。

以上でございます。

相馬正人議長 ただいまの発表のとおりでございます。ご了承願います。

◎ 諸 般 の 報 告

相馬正人議長 日程第8、諸般の報告をいたします。

本臨時会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和3年12月分、令和4年1月分及び2月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承をお願いいたします。

次に、本臨時会に提案のありました事件につきまして、書記から報告させます。

福島書記。

[書記朗読]

相馬正人議長 ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承をお願いいたします。

◎ 行 政 報 告

相馬正人議長 日程第9、行政報告を行います。

小林参事兼事務局長から行政報告を求めます。

小林参事兼事務局長。

〔小林宣也参事兼事務局長登壇〕

小林宣也参事兼事務局長 それでは、令和4年2月議会定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、埼玉県と北本市の共催により、第43回九都県市合同防災訓練が令和4年8月28日曜日午前9時から、北本市の北本総合公園を会場として開催されます。当消防本部は、救出救助訓練のほか、防災フェアに参加する予定でございます。

次に、はしご付消防ポンプ自動車の運用についてでございますが、鴻巣消防署に配備されております屈折はしご付消防ポンプ自動車が、令和4年4月20日から12月16日までオーバーホールを実施していることから、この間は北本消防署に配備されておりますはしご付消防ポンプ自動車1台での災害対応となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送状況についてでございますが、令和4年5月26日現在、当消防本部で救急搬送した事案は、管内住民が263名及び管外住民が69名の合計332名となっており、2月定例会の報告から93名の増加となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送に対する協定締結についてでございますが、新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定書を埼玉県と締結いたしました。この協定は、新型コロナウイルス感染症陽性者の移送1人につき2万3,000円が埼玉県から支払われる内容となっており、本年1月1日に遡って支払われます。

次に、職員の新型コロナウイルスへの感染状況についてでございますが、令和4年2月議会定例会以降では12名が感染し、初めて当消防本部で感染が確認された令和4年1月20日から5月26日までで延べ23人の職員が感染いたしました。現在療養中の職員はおりません。

続きまして、県央みずほ斎場についてでございますが、初めに令和3年度の利用状況につきましてご報告申し上げます。火葬件数は合計2,991件で、前年度と比較し196件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は約9.9件でございました。葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて570件で、前年度と比較して3件の増加となり、1日当たりの利用件数は約1.9件でございました。小動物の火葬件数につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、御覧いただきたいと存じます。

次に、ダイオキシン類の調査結果についてご報告申し上げます。令和4年2月8日、9日に検体採取が行われ、その分析結果は、排ガス及び土壌ともに指針値及び基準値を下回る数値でした。これらの詳細につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、御覧いただきたいと存じます。

以上、誠に簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

◎ 議案第 8 号～議案第 15 号の上程、説明

相馬正人議長 日程第10、議案第 8 号から議案第15号までの 8 件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 今回ご提案申し上げました議案は 8 件でございます。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

最初に、議案第 8 号 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任についてでございます。本案は、監査委員 2 人のうち、現在議会選出の委員に欠員が生じておりますので、後任として織田京子議員を監査委員に選任することにつきまして、地方自治法第196条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

織田議員におかれましては、今さら申し上げるまでもなく、人望も厚く、高潔で誠実なお人柄でございます。また、豊富な識見をお持ちであり、監査委員として適任であると考えまして、ご提案を申し上げます。

次に、議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）でございます。本案は、鴻巣市の 3 月議会定例会において、令和 4 年 4 月 1 日のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本文中に引用しております「行政機関個人情報保護法」を「個人情報保護法」に改める内容で、本条例の一部改正を令和 4 年 3 月 25 日に専決処分いたしましたので、承認を求めらるものでございます。

次に、議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）でございます。本案は、鴻巣市の 3 月議会定例会において、3 月 22 日に鴻巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことを受けまして、鴻巣市と同様に人事院規則等の改正に伴う内容で、本条例の一部改正を令和 4 年 3 月 25 日に専決処分いたしましたので、承認を求めらるものでございます。

次に、議案第11号 埼玉県央広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。本案は、過失により禁錮刑に処せられても、刑の執行が猶予された場合は、情状により職を失わないものとする旨を失職の特例として条例に規定するものでございます。

次に、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。本案は、鴻巣市の 3 月議会定例会において、3 月 22 日に鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が

議決されたことを受けまして、鴻巣市と同様に人事院勧告に基づく期末手当の引下げの内容で改正するものでございます。

次に、議案第13号 財産の取得について（はしご付消防ポンプ自動車）でございます。今回整備をいたしますはしご付消防ポンプ自動車は、北本消防署へ配備しようとするものでございます。このたびはしご付消防ポンプ自動車を購入する契約の締結準備が整いましたので、購入金額2億1,659万円で株式会社モリタ東京支店と契約の締結をしようとするものでございます。

次に、議案第14号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）でございます。今回整備をいたします水槽付消防ポンプ自動車は、鴻巣消防署へ配備しようとするものでございます。このたび水槽付消防ポンプ自動車を購入する契約の締結準備が整いましたので、購入金額5,648万5,000円で日本機械工業株式会社本社営業部と契約の締結をしようとするものでございます。

次に、議案第15号 令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。本案は、令和4年度における第1回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ324万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,054万円とするものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症患者等移送に係る県支出金の受入れ並びに議案第13号の北本消防署に配備するはしご付消防ポンプ自動車及び議案第14号の鴻巣消防署に配備する水槽付消防ポンプ自動車の事業費の確定による歳入歳出調整を行った結果、522万8,000円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

以上が、今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

相馬正人議長 次に、議案第9号から議案第15号の細部説明を求めます。

小林参事兼事務局長。

[小林宣也参事兼事務局長登壇]

小林宣也参事兼事務局長 それでは、議案第9号から議案第15号までの7議案につきまして、主要なもの細部説明を申し上げます。

初めに、議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）につきまして説明を申し上げます。本案は、行政機関個人情報保護法等が廃止され、個人情報保護法に統合されたことから、条例第2条各号において引用している「行政機関個人情報保護法」を「個人情報保護法」に改める等の改正で、令和4年4月1日から施行しております。

続きまして、議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。本案は、昨年

8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示されたことによる人事院規則の一部改正に合わせた改正でございます。

内容といたしましては、非常勤職員が育児休業を取得するに当たっての取得要件やその期間、部分休業に関する取扱い等のほか、職員から妊娠または出産等についての申出があった場合における措置や、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について新たに規定したものであり、本条例は令和4年4月1日から施行しております。

続きまして、議案第11号 埼玉県央広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。本案は、地方公務員法では、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者など、同法第16条に規定する欠格条項に該当するに至った職員は、条例に特別の定めがある場合を除くほかその職を失うと規定されておりますが、職員が過って事故に関与してしまう場合なども考えられることから、情状により職を失わないものとする事ができる旨を失職の特例として条例に規定するものです。

なお、組合3市におきましても、同様に失職の特例の規定を設けております。

続きまして、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。本案は、令和3年8月10日に行われた人事院勧告を受けた国家公務員の期末手当引下げに係る令和3年12月の実施が見送られ、本年2月1日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことから、当組合におきましても人事院勧告や鴻巣市を参考に、職員の期末勤勉手当の0.15月の引下げ分を令和4年度以降の期末手当に反映するほか、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当から減額することにより調整するものでございます。

続きまして、次に議案第13号 財産の取得について（はしご付消防ポンプ自動車）につきましてご説明申し上げます。今回北本消防署に更新整備するはしご付消防ポンプ自動車は、現在同署に配備しているはしご付消防ポンプ自動車が、平成14年11月の初年度登録から20年を経過することから、第6次消防力等整備計画及び令和3年度実施計画に基づき整備するものでございます。

議案第13号資料として、入札結果表とはしご付消防ポンプ自動車のイメージ写真及び諸元を添付させていただきます。資料の3ページをお開き願います。今回更新整備するはしご付消防ポンプ自動車の諸元、主な取付品及び積載品等になります。

最初に、2、はしご装置の諸元でございます。はしごの規格である長さ、角度、作業半径等が記載されております。主な特徴としては、地上30メートルまではしごを伸ばすことができ、中高層建物等での火災の場合、11階程度までは対応可能なはしご車となります。

次に、3、はしご装置取付品でございますが、電動放水銃、リモコンカメラははしご先端のバスケットに取付け、リモコン操作による放水が可能となるもので、より安全に消火活動を行うことが

できるものでございます。

次に、4、取付品及び取付装置でございますが、赤色蛍光灯、電子サイレン、無線送話器取り出し口、照明灯、GPSナビゲーションシステムなど必要な装置等でございます。

次に、5、附属品でございますが、消防活動に必要な可搬式の照明器具、昇降機用安全ベルト、消防用ホースなどでございます。

次に、6、積載品でございますが、それぞれ使用用途は異なりますが、救助用担架、鍵付きはしご、ドライブレコーダー、全方位カメラ、ソナーセンサーなど、消防活動及び車両運用の安全性向上に必要な装備でございます。

次に、議案第14号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）につきましてご説明申し上げます。今回鴻巣消防署に更新整備する水槽付消防ポンプ自動車は、現在同署に配備している水槽付消防ポンプ自動車が平成20年2月の初年度登録から15年を経過することから、第6次消防力等整備計画及び令和3年度実施計画に基づき整備するものでございます。

議案第14号資料として、入札結果表と水槽付消防ポンプ自動車のイメージ写真及び諸元を資料として添付させていただいております。資料の3ページをお開き願います。今回更新整備する水槽付消防ポンプ自動車の諸元、主な取付品及び積載品等になります。

最初に、2、取付品及び取付装置でございますが、大規模延焼火災に対応するための放水銃、1,500リットル以上の水を積載できる水槽、ポンプ操作に必要な計器類や各種電子装置の機能集中操作スイッチ等を取り付けるものでございます。

次に、3、附属品でございますが、これは消防活動に必要なもので、吸管、照明器具、スタンドパイプ、ホース延長用資機材等でございます。

次に、4、積載品でございますが、それぞれ使用用途は異なりますが、消防用ホース、チェーンソー、エンジンカッター、折りたたみ式はしごなどでございます。

次に、議案第15号 令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）の歳入につきましてご説明申し上げます。こちらは、行政報告でも申し上げたとおり、埼玉県と協定を締結したことによるもので、今回は令和4年1月から4月までの移送人数が141人となり、委託金として324万3,000円を追加するものでございます。

以上で議案第9号から議案第15号までの細部説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

相馬正人議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時58分)



(開議 午前11時16分)

相馬正人議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第8号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第11、議案第8号 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、織田京子議員の退場をお願いいたします。

〔9番 織田京子議員退場〕

相馬正人議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時16分)

(開議 午前11時16分)

相馬正人議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第8号 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

〔9番 織田京子議員入場〕

相馬正人議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時17分)

(開議 午前11時17分)

相馬正人議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 監査委員就任のあいさつ

相馬正人議長 続いて、ただいま議会選出の監査委員として同意されました織田京子議員よりごあいさつをお願いいたします。

〔9番 織田京子議員登壇〕

9番 織田京子議員 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま皆様方より監査委員に選任をいただきました織田京子でございます。健全な組合運営を目指しまして、公平、公正な職務を遂行していく所存でございますので、どうか皆様方の支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎ 議案第9号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第12、議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第10号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第13、議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

続きまして、これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第11号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第14、議案第11号 埼玉県央広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

諏訪議員。

15番 諏訪善一良議員 それでは、第11号についてお伺いをいたします。

今回3条、4条、5条の改定があるわけなのですが、これは結果的には特に4条のほうになりますが、判断は第4条の部分についてですが、情状によりと出ているのですが、結局は最終判断は多分管理者であろうかと思うのですが、その確認を一つ。

2点目が、当該職員がその職を失わないことにつきましては、先ほど審議のほうで明確に答弁なされていなかったと思うのですが、この間は給与、賞与がそうすると支給されるのですねというこ

とでございます。この期間が、3条のほうですと3年ということで公務員法で決まっているようなのですが、これについて期間が結局裁判中はということになってしまうと、地裁、高裁、最高裁とあって、相当長い期間かかる場合が出てくると思うのですが、その場合も給与、賞与等は支払われるのでしょうか。この辺につきましては、その後もし一応執行猶予等の言渡しを取り消されたときはその職を失う。これは返還義務です。どうなっているのでしょうか。そうすると、この返還義務におきましては、一般的に税金関係ですと、いわゆる延滞金とかかかっていますし、また企業で中間納付等あった場合、これは返還するときは逆延滞金が加算して還付されると思っておりますが、その辺については多分かなり重い部分があるし、かつまた長い期間がかかってくるかと思うのですが、その辺についてはどうなのでしょう。その職を失った場合です。返還義務等について。これはかなり重要部分なので、もしできれば管理者が答弁していただければありがたいのですが、よろしく願いいたします。

相馬正人議長 黒沼消防長。

黒沼浩二消防長 諏訪議員のご質問にお答えいたします。

情状によりというところの判断は誰がということなのですが、こちらについては任命権者となります。消防職員については任命権者であります私ということになります。事務局職員は派遣でございますので、そちらについてはそれぞれの派遣元の首長さんということになるかと思えます。

それから、給与、賞与について支給はというところでございますが、こちらについては支給されるものと認識しております。

返還については、申し訳ありません。今ちょっとお調べさせていただいておりますので、議長、暫時休憩をお願いいたします。

以上でございます。

相馬正人議長 それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時25分)



(開議 午前11時27分)

相馬正人議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

黒沼消防長。

黒沼浩二消防長 大変お時間をいただきまして、申し訳ございませんでした。

返還のところにつきましては、返還はないということで解釈をしております。

以上でございます。

相馬正人議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時28分)

◇

(開議 午前11時30分)

相馬正人議長 休憩を閉じて再開いたします。

諏訪議員。

15番 諏訪善一良議員 もう一度申し上げます。

失職の特例の第5条ですが、当該職員はその職を失わないというのですから、当然行っていないならば、今答弁されたように、業務についていなくてもその給与等が支給される。それは最大60%になるのですか。これが裁判等になった場合は、期間的なものがあるのかといたら、先ほどの答弁ですと、いわゆる裁判中はないみたいなことになりまして、期限の限定がないということになると、相当長くなるだろうと。最後に、その職を失うということになると、この職を失うのは当然のこととして、職務についていない期間に遡って返還請求が、行政側というのは本来市民の税金なので、されなければならないと思うのです。この場合は、納税者の人たちから見れば、当然延滞金等がついてくるのだらうと。市税の場合ですと、初めの30日間ぐらいは非常に少ない延滞金になるけれども、30日を超えてくるとたしか日歩2銭プラス、公定歩合分の経費がかかると思っているのですが、その辺のことはどうなっているのでしょうか。条例からは全く読めませんので、ご答弁をいただきたい。

以上です。

相馬正人議長 黒沼消防長。

黒沼浩二消防長 ただいまのご質問にお答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、返還の義務はないというふうに解釈をしております。

以上でございます。

相馬正人議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第11号 埼玉県央広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

相馬正人議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第15、議案第12号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

諏訪議員。

2番 諏訪三津枝議員 では、先ほどの調査のときにちょっとお聞きし忘れてましたけれども、今回の12月期末手当のところでは調整額が出るということなのですが、その調整額が基準額以上となる場合は期末手当は支給しないと条文に書かれておりますけれども、そういったケース、何人想定されるか、伺います。

相馬正人議長 千村副参事兼消防総務課長。

千村 茂副参事兼消防総務課長 ただいまの質問にお答えいたします。

令和3年度の期末手当の影響ですけれども、こちらの先ほどのことに該当する職員はおりません。影響額といたしましては、全職員で1,796万1,164円、1人平均5万4,100円の減額となるものでございます。

以上でございます。

相馬正人議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認め、よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

諏訪議員。

2番 諏訪三津枝議員 では、ただいまの議案第12号に反対の立場で討論させていただきます。

人事院勧告からおよそ9か月たつわけなのです。この間に世界情勢が大きく変わりました。一番はもちろんコロナ、あとはウクライナの戦争状況といったところで、原油の高騰などもあります。厳しい経済情勢がずっと続いております。9か月たった中で、こういった経済情勢が大きく変化しています。今回の公務員の賃下げに当たりますが、平均5万円、6月の期末手当で減額されるということなのですけれども、こういった賃下げは大きく幅広い労働者の賃金にも影響を与えて、さらに暮らしと経済に大きな影響を及ぼすと考えます。民間企業の給与が下げられたら、公務員の給与

も下げる。こういった人勸、経済の悪循環をもたらすということから反対をいたします。

相馬正人議長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 これにて討論を終結いたします。

議案第12号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

相馬正人議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第16、議案第13号 財産の取得について（はしご付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

日高議員。

14番 日高英城議員 念のため確認させてください。

先ほど諏訪議員への答弁の最中で、何で40メートル級を採用しなかったのかという答弁の中で、作業半径で16メートルと18メートル、2メートルの差があつて、つけられない場合が想定されるというデメリットをご説明いただいたように認識しましたがけれども、例えばクレーン車なんかはブームで長さで角度が決まってきます。今回作業半径が30メートルで18メートルですか、40メートル級だと16メートルということで説明いただいたと思うのですけれども、同じ40メートル級のはしご車を30メートル伸ばしたときは、同じような18メートルの作業半径が確保できるのではないかなと思うのですけれども、その点の確認と、だとすればその2メートルでつけられる、つけられないではなくて、さらに伸ばせる10メートルで救助できる可能性が広がってくるのではないかなと思うのですけれども、その辺を踏まえた上で40メートル級を採用しないで30メートル級を採用したことについてお伺いしたいと思います。

相馬正人議長 原田警防課長。

原田正美警防課長 ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

40メートル級が30メートル伸ばしたときの作業半径ということですが、それはちょっと今確認しているところですが、そのほかにも開発事業、管内で開発があるときに消防のほうでも指導のほうをさせていただいております。そこではしご車が関係することといたしましては、活動空地という

ことではしご車の活動のスペースを確保させていただいているところです。それが現の消防車の寸法等を考慮し、空地のほうを指導しているところでございます。

また、今回のはしご車更新になりますが、はしご車の通行、あとは建物の部署、状況、これを現在管内の建物、道路等を調査して、隊員のほうは把握しているところでございます。そのようなこともありますので、それを生かす意味から更新というところもありますので、30メートル級ということではさせていただいているところでございます。

以上です。

相馬正人議長 千村副参事兼消防総務課長。

千村 茂副参事兼消防総務課長 お答えいたします。

40メートル級の場合の作業半径の関係で、30メートル級と同じ作業半径で活動した場合、地上高35メートルの高さとなります。ただし、バスケット加重のほうは500キロほど減る形となります。

以上でございます。

〔「意味が分かんない」と言う人あり〕

千村 茂副参事兼消防総務課長 すみません。さらに回答させていただきます。

40メートル級のはしご車で作業半径、はしごが横に18メートル出たときの地上高については35メートルの高さの部分まで活動することができることとなります。その際のバスケット、先端のバスケットに乗せることができる加重が500キロ減る形となります。先端に搭乗しているところの加重が500キロ減った状態にすることによって、35メートルまで40メートルのはしご車でも使用することができることとなります。

以上でございます。

相馬正人議長 日高議員。

14番 日高英城議員 お聞きしたかったのは、30メートル級と40メートル級を比べたときに、40メートル級のほうが作業半径が狭くなることによって、現状の30メートル級よりも能力が劣るような、さっき説明の内容だと認識したのです。その辺を考えると、今のご答弁で35メートルまでは18メートルでつけられるということです。その代わりバスケットの加重が減ってしまうということなのですが、同じ条件で30メートルのところには到達するためには40メートル級より30メートル級のほうが能力が高いというようなニュアンスは違うのではないのでしょうかという意味で聞きました。

それと、先ほどの空地の問題があるというご答弁をいただきましたけれども、先ほどの答弁の中で空地が広がって、新たに指導しなければいけないというような趣旨のお答えがなかったのですけれども、実際消防空地の今後の指導について、広げなければいけないとか、新たに指導しなければいけないとか、今までの空地を広げなければいけないとか、そういう弊害があるのかどうか、教えてください。

相馬正人議長 黒沼消防長。

黒沼浩二消防長 作業半径とはしごの地上高と、あとバスケットの搭載重量の関係でちょっと数値例的なことを申し上げてきましたけれども、ちょっとここで詳しい数字を持ち合わせていないので、はっきりお答えしにくいのですが、30メートルのほうが最大地上高と作業半径とバスケットに搭載する搭乗人員の重さ、あと要救助者の重さ、こういうものが優れているという認識で30メートルを更新したというふうに考えております。

それから、開発指導の関係なのでございますけれども、平成8年にこの組合ができたときに新たににつくられた開発指導で、それ以来たくさんさんの防火対象物にその開発指導をさせていただきました。そちらに対する指導は、今の北本のはしご車のベースでさせていただいておりますので、それを新たに例えば40メートルを入れたからといって、それに合うように遡及適用するというのはなかなか難しい。そういう例を聞いたことがございませんので、今の形ではしご車を有効活用しようとする、現行の長さのものを整備するのがよかろうという認識でございます。

以上でございます。

相馬正人議長 日高議員。

14番 日高英城議員 広い空地が必要になると、40メートル級にすれば。ということでもいいのですね。

相馬正人議長 黒沼消防長。

黒沼浩二消防長 40メートル級のはしご車になりますと、当然はしご車のシャーシの長さが長くなってまいりますので、議員お尋ねのとおりになろうかと思えます。それから推測しますと、当然そこのはしご車はその対象物まで一般の市道を通ってまいりますので、今まで通れたところが通れなくなるとか、そういう弊害も当然出てまいりますので、そういうことも勘案いたしますと、今の長さのものを購入することが適当であろうというふうに考えております。

以上でございます。

相馬正人議長 ほかに質疑ございますか。

諏訪議員。

15番 諏訪善一良議員 今の判断を聞いていると、効率性的なことがあったみたいですし、またいわゆる活動半径が小さいと。ただ、今回のはしご車を更新したのは20年前と言っていました。そうすると、またこれは今後を見通すと、また20年後ということになってくると、相当高層階が当地域にも増えてくるのではないかと。

他地域を見ると、大体複数台あるところは30メートルを入れていっていると、複数台あるから。うちの場合はこの当組合でたった1台なのだから、やはりさっきの答弁だと35棟ということだったので、けれども、これからの20年後を見据えれば、今の日高議員の質問については一応30メートルだけれども、バスケット分を考えれば35メートルなのだという答弁もあったのですけれども、判断のほうとしてはこれだけの高い買い物で、ある意味においては40メートルも、35メートルも、38メートルも2,000万円程度の違いですから、やはり今後の高層階が予想されるわけですから、40メートルとし

たほうがよかったのではないかと。今の消防長の答弁だと、今までが30メートルだったから都合がよいような答弁なのですが、そういうのは未来に対する防災、または救助ということを考えれば、その点についてはちょっと納得が今のままではしにくいと思うのですが。

このはしご車については、当然消火、救助という問題で、今のバスケットの重さの問題が出てくるのだと思っているのですけれども、ちょっとバランスを欠いていると思うのですが、いかがでしょうか。各消防署との比較をしましてそういうふうに考えますが、いかがでしょうか。ご答弁ください。

相馬正人議長 黒沼消防長。

黒沼浩二消防長 議員おっしゃるとおり、県内の消防本部の状況を見ますと、一番直近のはしご車を整備した中で22台中の10台が30メートルのはしご車であるということはつかんでおります。それ以外に議員がおっしゃるように、35とか40という長さのものもあるというのも認識はしています。他の消防本部さんが35とか40を入れているという経緯というのは、一つ一つはお伺いはしていませんところですが、昔といいますか、聞いた中では、その建物が高いところに合わせているとかという話も聞くのですけれども、今の社会情勢ですと高いマンションとかどんどん建っていく状況です。はしご車が長くて、例えば20階建てでも25階建てでも届けば、そういうはしご車を買えばいいのかもしれませんが、現実日本国内で販売しているのは50メートルぐらいが最高でございます。それ以上のはしご車は購入することができません。

そういった中で、限られた予算の中で消防サービスを提供しようというふうを考えていきますと、先ほど議案調査の中でも警防課長が答弁いたしましたとおおり、11階以上のマンションでありますとか、そういう防火対象物にはスプリンクラーであるとか、自動火災報知設備であるとか、非常コンセント設備といったような消防に使う道具がきちんと法で定められて、設置されています。そちらを使って、いざ火災があったときは対応するというふうな形を法定化されていますので、ちょっと言い方は語弊があるかもしれませんが、あまりオーバースペックな道具を持つというのも、費用対効果の面からちょっと難しいのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

相馬正人議長 諏訪議員。

15番 諏訪善一良議員 消防長のほうで費用対効果と言っていましたけれども、先ほど私のほうも言いましたように、費用対効果といいましても30メートルと40メートル、せいぜい変わっても2,000万ぐらいです、これ。他市を見まして。そんなに変わらないのではないですかというのが1点。

それから、あともう一点、今言いましたように、大体この30メートル級を入れている組合、これ大体複数車、複数台といいましょうか。例えばさいたま市なんかでも7台入っていますから。機能的には建物が低いにもかかわらず、40メートルを持っていくことはないから30メートルでいいと。それから、川越なんか35メートルと載っているけれども、一応そんなにないのかなと。県南も大

体複数台ありますから、低いものも使い分けているのではないかと思うのですが、その辺に対する見解があれば示していただきたい。見ようによっては、今言いましたように、20年前にうちは換えた。今後20年後を見通せば、やはり1台しかないのだから、屈折車は1つありますけれども、これはかなり低いですから、必要な時期に差しかかっているのではないかという、そういう時期的な判断、苦しいかと思うのですけれども、見解をお伺いいたします。やむを得ない点は、お金の問題があるということですから、それも想定して判断せざるを得ないのですが、その辺の見解を示していただければと。20年後を見据えての答弁をいただきたいと思っています。

相馬正人議長 黒沼消防長。

黒沼浩二消防長 お答えいたします。

複数台のところなのですけれども、議員もご存じのとおり、鴻巣消防署には20メートルの屈折はしご車というのをご用意させていただいています。こちらについては、当然北本の30メートルのはしご車では部署できないような低層階であるとか、道路狭隘なところのためにご用意をさせていただいたはしご車であります。他の消防本部さんも複数台持っているというところは、当然私どももそういうところを参考にいたしまして、鴻巣署の20メートルというのを購入いたしまして、長いほうの直進式は30メートル、この長さで適当であろうという判断で今回もこの30メートルで更新をさせていただきたいというふうにご提案をさせていただいているところでございます。繰り返しの答弁になりますが、当消防本部におきましては30メートルと20メートルのはしご車の体制が一番よいのだろうという考え方の下に進めているところでございます。

以上でございます。

相馬正人議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第13号 財産の取得について（はしご付消防ポンプ自動車）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第17、議案第14号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第14号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号の質疑、討論、採決

相馬正人議長 日程第18、議案第15号 令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

相馬正人議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第15号 令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

相馬正人議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎ 管理者のあいさつ

相馬正人議長 以上をもって、本臨時会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 令和4年第1回埼玉県央広域事務組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご参集をいただき、提案申し上げました議案につきまして慎重なるご審議の上、決定を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

また、本議会におきまして新たに正副議長さんや監査委員さんが選任されました。心からお祝い申し上げますとともに、今後当組合の発展のためさらなるご指導とご助言を賜りますようお願い申し上げます。

さて、皆様も既にご承知かと存じますが、私は鴻巣市長の職を現在の任期をもって退任することといたしました。したがって、本議会が管理者として臨む最後の議会となろうかと思えます。振り返りますと、私が管理者となった平成14年8月以降の20年間、東日本大震災や大型台風などの自然災害による被害、また近年は新型コロナウイルス感染拡大など、日本を揺るがす大規模な災害に何度も直面したものです。そのような中、消防においては管内住民の生命、身体及び財産を守ることはもちろんのこと、他県への応援についても使命感を抱きつつ真摯な取組を、また斎場においては大切な人の旅立ちときずなを紡ぐ場所として、開設当初から利用者の心情に寄り添った親切丁寧な対応を常に心がけてまいりました。これまで消防と斎場の組合業務が順調に推移してこられたのも、ひとえに議会の皆様方の多大なるご支援、ご協力のたまものであります。改めまして心より深く感謝申し上げます次第でございます。

あと2か月余りの任期ではありますが、引き続き組合の運営に鋭意努力、尽力してまいりますので、今後も皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束の見通しがつきませんが、議員の皆様におかれましては健康に十分留意され、ますますご活躍とご多幸を心から祈念を申し上げまして、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

◎ 閉 会 の 宣 告

相馬正人議長 以上をもって、令和4年第1回埼玉県央広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会 正 午)

議 長 相 馬 正 人

前 議 長 日 高 英 城

前 副 議 長 岩 崎 隆 志

署 名 議 員 岡 村 有 正

署 名 議 員 浦 田 充

参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

令和4年第1回臨時会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
8	埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について	8	5月30日	同 意
9	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例)	9	5月30日	承 認
10	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)	10	5月30日	承 認
11	埼玉県央広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	11	5月30日	原案可決
12	埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12	5月30日	原案可決
13	財産の取得について(はしご付消防ポンプ自動車)	13	5月30日	原案可決
14	財産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車)	14	5月30日	原案可決
15	令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第1号)	15	5月30日	原案可決